

マイナンバー提供書

(子どものための教育・保育給付支給認定申請、子育てのための施設等利用給付認定申請、練馬区私立幼稚園園児保護者補助金交付申請用)

		年 月 日						
		氏 名			生 年 月 日			
保護者					昭和	年	月	日
マイナンバー					平成			
保護者					昭和	年	月	日
マイナンバー					平成			
園児					平成	年	月	日
園児					令和			
転入前の住所			都 道 府 県					
転入後の住所	練馬区							

【本人確認について】申請者のマイナンバーと身元の確認のため、以下の書類が必要です。

個人番号カードをお持ちの場合	個人番号カード (1点のみでマイナンバーと身元の確認ができます)
----------------	-------------------------------------

個人番号カードをお持ちでない場合 <u>マイナンバー確認書類と身分証明書類を合わせてお持ちください。</u> 顔写真つき身分証明書は1点、顔写真なし身分証明書は2点の提示が必要です。	マイナンバー確認書類 (以下の書類のうちいずれか1点)	顔写真つき身分証明書 (以下の書類のうちいずれか1点)
	<ul style="list-style-type: none"> ・通知カード ・マイナンバーが記載された住民票(写しでも可) ・マイナンバーが記載された住民票記載事項証明書 	<ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証 ・パスポート ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書 など
		あるいは
		顔写真なし身分証明書 (以下の書類のうちいずれか2点)
		<ul style="list-style-type: none"> ・公的医療保険の被保険者証 ・年金手帳 ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書 など

備考

・上記必要書類については、必ずマイナンバーを提供される方全員分をそろえてご提出ください。

必要書類に不備がある場合、マイナンバー提供書を受理できない場合があります。

また、窓口で提出する場合には、原則として必要書類の原本をご持参ください(原本をその場で確認いたします)。

・海外の税情報を照会することはできません。

・マイナンバーは、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条に基づき、本申請に係る事務の処理に必要な範囲をこえて利用することはありません。

学務課 使用欄	番号確認	身元確認
	[郵送] 本人確認依頼 (年 月 日 電話・窓口)	

<記入例>

マイナンバー提供書

(子どものための教育・保育給付支給認定申請、子育てのための施設等利用給付認定申請、
練馬区私立幼稚園園児保護者補助金交付申請用)

太枠内を記入してください。

令和元年 1月 1日												
氏名						生年月日						
保護者	練馬 太郎					昭和	50年	11月	11日	平成		
マイナンバー	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
保護者	練馬 花子					昭和	51年	10月	10日	平成		
マイナンバー	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
園児	練馬 二郎					平成	3年	7月	7日	令和		
園児	練馬 三郎					平成	4年	8月	8日	令和		
転入前の住所	東京	都	道	府	県	市 町5-5-5						
転入後の住所	練馬区 豊玉北6-12-1											

【本人確認について】申請者のマイナンバーと身元の確認のため、以下の書類が必要です。

個人番号カードをお持ちの場合	個人番号カード (1点のみでマイナンバーと身元の確認ができます)	
個人番号カードをお持ちでない場合 マイナンバー確認書類と身分証明書類を合わせてお持ちください。 顔写真つき身分証明書は1点、顔写真なし身分証明書は2点の提示が必要です。	マイナンバー確認書類 (以下の書類のうちいずれか1点)	顔写真つき身分証明書 (以下の書類のうちいずれか1点)
	・通知カード ・マイナンバーが記載された住民票(写しても可) ・マイナンバーが記載された住民票記載事項証明書	・運転免許証 ・パスポート ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書 など
		あるいは 顔写真なし身分証明書 (以下の書類のうちいずれか2点)
		・公的医療保険の被保険者証 ・年金手帳 ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書 など

備考

- ・上記必要書類については、必ずマイナンバーを提供される方全員分をそろえてご提出ください。
- 必要書類に不備がある場合、マイナンバー提供書を受理できない場合があります。
- また、窓口で提出する場合には、原則として必要書類の原本をご持参ください(原本をその場で確認いたします)。
- ・海外の税情報を照会することはできません。
- ・マイナンバーは、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条に基づき、本申請に係る事務の処理に必要な範囲をこえて利用することはありません。

学務課 使用欄	番号確認	身元確認
	[郵送] 本人確認依頼 (年 月 日 電話・窓口)	